

財団法人健康科学財団と名桜大学との産学連携に関する覚書

財団法人健康科学財団（以下「甲」という。）と名桜大学（以下「乙」という。）とは、以下の内容について覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、海洋性レクリエーションと健康保養に関する専門性を高める人材育成が一層重要となっている状況に鑑み、甲と乙の産学連携に関することを協議する。

（協議内容）

第2条 甲及び乙は、前項の目的に則り、以下の事項について協議するものとする。

- （1）北部地域における教育の活性化のための情報交換及び研究に関すること。
- （2）健康科学財団及び名桜大学による研究者の相互交流に関すること。
- （3）その他、健康科学財団と名桜大学との連携について両者が必要とする事項。

（実施方法）

第3条 甲及び乙は、前項の協議内容の合意事項について連携を行うものとする。

（協定期間）

第4条 この覚書の有効期間は、署名の日から2年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の6カ月前までに、甲及び乙のいずれからの申し入れがない限り自動更新される。

（補則）

第5条 この覚書に定めるもののほか、この産学連携に関し、必要な事項については、甲及び乙が協議の上、別に定める。

本覚書は2通作成し、甲及び乙がそれぞれ1通所持する。

財団法人健康科学財団

理事長 出口 宝

署名 出口 宝

平成 16 年 9 月 24 日

名 桜 大 学

学長 安田 晃 次

署名 安田 晃 次

平成 16 年 9 月 24 日

